

予算特別委員会 質疑応答

ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポート指導員について

(1) 子ども条例の制定に対する教育委員会の見解について

ア 子どものニーズが多様化して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポート指導員などがいなければ、学校で対応することができないという教育長の答弁があったが、子ども条例を作ったらどうなるのか。

子どもの問題行動が多様化する中、その中には、教職員のみでの対応では解決が困難なケースがあります。

たとえば、不登校の中には、その背景に発達障害との関連が見られる事例やひきこもり状態になっている事例もあります。また、問題行動の背景に保護者による虐待など家庭に課題が見られる場合もあります。さらに、思春期を迎えた子どもの中には、自傷行為や拒食症などの症状を示している場合もあります。こうした事例に適切に対応するためには、心理や医療などの専門家や福祉や司法などの関係機関と連携を図ることが重要です。

子ども条例素案には、子ども施策を実施するための予算上の措置や学校等における援助の仕組みづくり、教育環境及び教育条件の整備などがうたわれており、条例が制定されれば、学校の教育相談体制や家庭など子どもを取り巻く環境への支援体制を強化することができ、子どもの幸福のための環境の整備がより一層促進されるものと考えています。

イ 外部人材を導入しなければならないほどの厳しい状況が学校現場にある中、子ども条例を制定することで子どもが抱えている課題の解決が図られるのか。

子どもが抱えている様々な課題を解消し、子どもを健全に育成するためには、学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で子どもの成長や発達を支援する環境づくりを行うことが大切です。

子ども条例の制定により、子どもの福祉、子育て支援、学校教育、青少年育成など、子どもと子育て家庭を直接対象とする施策だけでなく、医療、交通、住宅、公園など幅広い分野にわたっての施策が充実し、社会全体で子どもを支援する環境がより一層整うものと考えています。

したがって、子ども条例が制定されれば、子どもが抱える様々な課題の解決に向けて、大きな一歩を踏み出すことになるかと確信しています。

(2) 「スクールソーシャルワーカー活用事業」について、その目的、これまでの活動実績について聞きたい。

(家族への支援を行うという観点から、兄弟姉妹は、「1件」として扱っている。)

支援人数としては、◎ いじめ、暴力行為、不登校などの問題の背景には、経済的困窮や両親の不和、児童虐待など、児童生徒が置かれた環境の様々な問題が複雑に絡みあっており、学校だけの支援では解決が困難な場合があります。

◎ こうしたケースの解決に向けて、スクールソーシャルワーカーが、児童相談所や福祉事務所、医療機関等とのネットワークを構築したり、様々な福祉サービスに関する情報を保護者に提供するなど、多様な方法を用いて支援しています。

◎ 平成20年度(2008年度)は、7月1日から事業を開始していますが、小・中・高等学校合わせて57件に対応しています。

小学生45名、中学生33名、高校生1名の合計79名です。

◎ 平成21年度(2009年度)は、1月末現在で、小・中・高等学校合わせて70件に対応しています。

支援人数としては、小学生53名、中学生50名、高校生2名の合計105名です。

(3) スクールソーシャルワーカーの活用は、必要な事業であると考えているが、当初1629万円の予算要求に対して、1080万円の査定になったのはなぜか。(そのことにより、十分な支援ができるのか。)

◎ 増加傾向にある相談件数への対応や体制の強化を図るため、3名を増員することで人員要求しましたが、その後、関係部局との協議の中で、今年度の実績から、当面、1名増で対応することとしました。

◎ 平成22年度(2010年度)は、スクールソーシャルワーカーが4名の配置となることにより、当面、学校からの要請には応えられるものと考えています。引き続き、体制の充実に努めてまいります。

◎ スクールソーシャルワーカーの月あたりの対応ケース数をみると、平成20年度(2008年度)は、35件、平成21年度(2009年度)は、1月末現在で、51件と、学校からの派遣要請が増加しており、今後も要請が増えると予想されます。また、平成21年度(2009年度)1月末現在、対応しているケース全体の約74%(52件)は、支援期間が6ヶ月を越え、長期化している状況もあります。

(4) 「スクールカウンセラー活用事業」の目的と活動実績について聞きたい。

◎ スクールカウンセラーは、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決及び学校における教育相談の充実を図ることを目的に、全市立中・高等学校に配置し、児童生徒、保護者へのカウンセリングや教職員への助言を行っています。

◎ スクールカウンセラーが実施した相談件数は、平成18年度(2006年度)は、15,141件、平成19年度(2007年度)は、15,413件、平成20年度(2008年度)は、18,172件で、ここ3年間相談件数が増加しており、学校からニーズは高くなっています。

◎ また、スクールカウンセラーの相談件数の内訳は、教職員等が9,160件、児童生徒が4,902件、保護者が4,110件となっています。

(5) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いは何か。

◎ スクールカウンセラーは、カウンセリングの手法を用いて、相談室で、主に児童生徒個人の心理面に着目して支援を行います。これに対して、スクールソーシャルワーカーは、児童相談所などの関係機関等とのネットワークを活用して、家庭等、児童生徒を取り巻く環境の改善に着目して支援を行うといった違いがあります。

(6) いじめ、不登校、暴力行為の件数はどのようになっているのか。

◎ いじめの認知件数は、小・中・高等学校を合わせて平成 18 年度（2006 年度）218 件、平成 19 年度（2007 年度）273 件、平成 20 年度（2008 年度）227 件と 200 件を超える状況が続いています。

◎ 不登校児童生徒数は、小・中・高等学校を合わせて平成 18 年度（2006 年度）1210 人、平成 19 年度（2007 年度）1174 人、平成 20 年度（2008 年度）1221 人となっており、ここ 3 年間横ばいの状況にあります。

◎ 暴力行為は、小・中・高等学校をあわせて、平成 18 年度（2006 年度）255 件、平成 19 年度（2007 年度）295 件、平成 20 年度（2008 年度）468 件と、ここ 3 年間で増加傾向にあります。

(7) 文部科学省のいじめの定義はどのように変わったのか。

◎ 平成 17 年度（2005 年度）までは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」という定義でした。

◎ 平成 18 年度（2006 年度）からは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外は問わない。」という新たな定義となりました。

(8) スクールカウンセラーが関わった結果、いじめや不登校の件数は変化しているのか。

◎ いじめの認知件数は、平成 18 年度（2006 年度）以降、年間 200 件を超える件数で推移しており、不登校児童生徒数については、ここ 4 年間、横ばいの状況にありますが、児童生徒にとっては、スクールカウンセラーの専門的なカウンセリングを受けることで精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになったり、保護者や教職員にとっても、スクールカウンセラーから助言を受けることにより、児童生徒へ適切な援助が行えるようになったりしています。

(9) 「スクールカウンセラー活用事業」の目的に問題行動の未然防止とあるが、スクールカウンセラーが関わったことにより、早期解決が図られた例はどれくらいあるのか。

◎ 平成 20 年度（2008 年度）、529 人の不登校児童生徒にかかわり、そのうち、165 人（約 31%）について、教室に復帰するなどの解決が図られています。

平成 18 年度（2006 年度）	191 人／499 人	38. 3%
平成 19 年度（2007 年度）	171 人／500 人	34. 2%

◎ いじめについては、平成 20 年度（2008 年度）、35 件にかかわり、そのうち、30 件（約 86%）が解決しています。

平成 18 年度（2006 年度）	18 人／31 人	58. 1%
平成 19 年度（2007 年度）	28 人／31 人	90. 3%

(10) 学校問題解決支援事業にある「スクールサポート指導員」とは、どのような活動をしているのか。また、「スクールサポート指導員」は、どのような人が活動しているのか。

◎ 「スクールサポート指導員」は、暴力行為や少年非行などの生徒指導上の課題に適切に対応するため、校長からの要請を受け、学校に派遣しています。

◎ 警察OBや校長OBを「スクールサポート指導員」として委嘱し、問題行動等を起こす児童生徒やその保護者に対する相談活動や、関係機関等との連携活動などを行っています。

(11) 広島市において学級崩壊が発生している状況はあるのか。

◎ 授業中に立ち歩きや私語が多く、授業が成立しにくいといった、学級がうまく機能しない状況が認められる学級の実態はあります。

◎ そのような状況の学級に対し、場合によっては「スクールサポート指導員」などを派遣しています。

(12) 「スクールサポート指導員」が支援に入った学校での成功事例には、どのようなものがあるのか。そうした成功事例を学校に還元する必要があると考えているが、どのように行っているのか。

◎ 授業を受けず徘徊等の問題行動を繰り返す生徒に対して、学校内の空き教室で学習支援や相談活動を行うことにより、当該生徒の問題行動が減少したという事例があります。

◎ また、「スクールサポート指導員」が、声かけを粘り強く続ける中で、最初のうちは反発していた生徒が、「スクールサポート指導員」に悩みや進路に関する不安を打ち明けるなど、良好な信頼関係が構築され、当該生徒の学校生活が安定したという事例もあります。

◎ このような成功事例を学校に紹介することは、「スクールサポート指導員」の活用の促進につながることや、各学校の生徒指導体制の充実のために有効であることから、これまでも校長会や研修会、指導主事による学校訪問を通して、周知してきています。

(13) 対症療法的な事業により、学校の問題は多少緩和するかもしれないが、根本的な解決にはならない。問題行動を未然に防ぐための取組が必要と考えているが、どのように考えているのか。

◎ 不登校やいじめ、暴力行為などの問題行動の要因として、子どもたちの「他者とかわる力」や「感情をコントロールする力」などが十分に育っていないこと等があると考えています。

◎ 根本的な解決へ向けては、子どもたちの「他者とかわる力」や「感情をコントロールする力」などを向上させるなど、不登校やいじめを生まない未然防止の取組を強化する必要があると考えています。

◎ こうしたことから、平成19年度(2007年度)と20年度(2008年度)の2年間、モデル校において「良好な人間関係づくり」や「早期支援システムづくり」について、実践研究を行っており、この研究の成果を踏まえ、平成22年度(2010年度)より、全市的に取り組むこととしています。

(14) 外部人材を活用せず、学校の力だけで問題を解決していくことが本来の姿であると考えているがどうか。

◎ 学校の教育現場において、教職員は日々様々な問題の解決を図ることに努めていますが、教職員のみでの対応では解決が困難になっているケースもあり、そうした状況には、外部人材の活用は必要だと考えています。

◎ たとえば、不登校に至っている事例の中には、発達障害との関連が見られる事例や保護者による虐待が見られる場合があります。また、思春期を迎えた生徒の中には、手首を切るなどの自傷行為を示す場合もあります。こうした事例に適切に対応するためには、専門家からの助言を受けることが必要と考えています。

(15) 学級規模により、問題行動の発生に違いはあるのか。(少人数教育が進めば解決するのではないか。)

◎ 生徒指導上の諸問題については、毎年調査し、学校ごとの数値を把握していますが、学級ごとの報告ではないため、学級規模の違いによる問題行動の発生状況について分析はできません。

◎ しかし、学校規模ごとの分析は可能であり、いじめ・不登校について分析した結果、これまでのところ、学校規模と発生状況との間には相関関係は認められていません。